

登別市審議会等の委員の公募に関する要領

第1 趣旨

この要領は、登別市における審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成15年12月30日市長決裁）第5第4項の規定に基づき、委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

第2 公募の方法

審議会等の所管グループは、公募を実施しようとするときは、十分な募集期間を設け、別紙1を参考にした委員募集要領及び別紙2を参考にした審議会等委員応募申込書を作成し、必要に応じてその全部又は一部を広報紙、市ホームページへの掲載等により市民に周知して行うものとする。

第3 応募資格

公募委員に応募できるものは、原則として登別市に住所を有する者で、次に掲げる条件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 応募時に選挙権を停止されているもの又は有しないもの
- (2) 他の審議会等の委員を5つ以上兼務しているもの

2 前項に掲げる応募資格のほか、所管グループは、必要と認める最低限の条件を付することができる。

第4 応募の方法

応募者は、審議会等委員応募申込書に必要事項を記載し、所管グループに提出するものとする。

第5 決定方法等

委員の決定方法は、原則として書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

2 選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

第6 任期

公募委員の任期は、公募以外の委員の任期と同様とする。

附 則

1 施行期日

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 登別市審議会等委員の公募要領の廃止

登別市審議会等委員の公募要領（平成8年8月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日決裁）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別紙1（第2条関係）

登別市〇〇〇〇審議会委員公募実施要領

次のとおり、登別市〇〇〇〇審議会の委員を公募します。

1 趣旨

当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を市政に反映させるため、委員の一部（又は全部）を市民から公募することにより、市民参画の機会の確保を図る。

2 職務

当審議会は、〇〇〇〇〇〇〇〇について調査審議する。

3 募集人員

当審議会の公募による定員は、〇人とする。

4 任期

任期は、〇年とする。

5 報償費（謝礼）

謝礼は、審議会の1回の出席につき、〇〇〇〇円（税込）の報償費とする。

6 会議の開催

会議の開催は、年〇回程度、開催する。

7 応募条件

市内に住所を有する者で、〇〇〇に関し、知識、経験、関心等のある者
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 応募時に選挙権を停止されているもの又は有しないもの
- (2) 他の審議会等の委員を5つ以上兼務しているもの

8 応募方法

別紙に定める応募申込書により、郵送、メール又は持参により応募する。

9 募集期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

12 応募先及び問合せ先

登別市〇〇町〇〇番地 〇〇部〇〇グループ 電話〇〇（内線〇〇）

メールアドレス〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

